愛南町校区外通学許可基準

*		理由	学	年	期	間	添付書類	
1)	地理的に校区外通学が適当であると認められ、安 全に通学することが可能な場合		原則翌年度に 小中学校入学 予定の者		許可日から卒 業の日まで			
2	障がい、疾病その他の身体的若しくは精神的理由 により指定された学校への通学が困難な場合又 は転学による環境変化に耐えられない場合		全学年		許可日から卒 業、治癒等の 日まで			
3	特別支援を要する学級へ入級する場合		全学年		許可日から退 級又は卒業の 日まで			
4		新築等により転居が確定している場合	全学年 全学年 全学年 全学年		許可日 所移転 で		建築 (転居) が確認でき るもの	
(5)	転居の	増改築等により一時的に他の校区に転居 する場合			許可日 居の日			
6	場合	学期又は学年の途中で転居前の学校及び 校区に通学を希望する場合			許可日 業の日	- '		
7		主要行事(運動会、修学旅行等)を控えて いる場合			許可日 事終了 で			
8	保護者の勤務等のため帰宅後の保護監督が困難 で、親族等が児童を預かっている場合		小学生		許可日から卒 業の日まで		勤務等が確 認できるも の	
9	児童が入部の意思を強く持っている部活動が通 学区域の学校に存在しない場合		原則翌年度に 中学校入学予 定の者		許可日から卒 業の日まで		学校長、関 係機関の意	
10	いじめ、不登校等学校生活の状況から配慮の必要 があると認められる場合 全学年			許可日 業の日		見書		
11)	小学校で既に校区外通学の就学が許可されてお り、引き続き就学する小学校のある校区の中学校 に就学する場合		小学6年生		許可日業の日			
12	所属する保育所、幼稚園の関係で他の校区の小学 校への就学を希望する場合		原則翌年 小学校プ 定の者		許可日から卒 業の日まで			
13	少人数の学校へ就学を希望する場合		全学年		許可日 業の日			
<u>(14)</u>	兄弟姉妹が校区外通学をしているため、同じ学校 への就学を希望する場合		全学年		許可日 業の日			
15		他特別な事情に対し教育委員会が教育的見 ら妥当であると認めた場合	全学年		許可日 別な事 消する		教育委員会 が要請する 資料	

- いずれも安全に通学できることを条件とする。
- 校区外通学をすることによって新たに生ずる補助金等については、これを認めない。
- すべての条件を満たしても教育上の配慮等の理由により、町教育委員会で協議の上、申請を却下する 場合もある。
- 希望する学校の学校長との面接及び許可が必要な場合がある。